探偵業者の皆様へ

ストーカーに加担しないために

背景

○　**探偵業者を含む第三者から**ストーカー行為等の相手方の避難先の住居や現に所在する場所の**情報提供を受けた者が**、当該相手方に**ストーカー行為等をしたり、危害を加えたりする事案**が後を絶ちません。

○　情報提供の相手方が**ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知らないで情報提供を行ってしまう事例**も見られます。

ストーカー規制法第６条の概要等

第１項

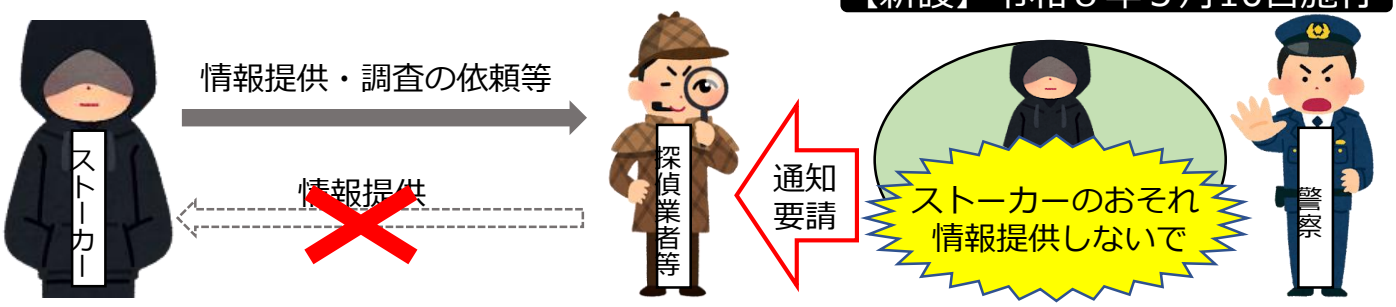
ある者がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、**ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報※を提供する行為は禁止**されています。

※　ストーカー行為等の相手方の氏名及び住所のほか、通学先・勤務先・避難先等の情報、通勤・通学の経路、電話番号、メールアドレス、ＳＮＳのアカウント名、使用車両の車両番号、駐車場所等

第２項

警察から、警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがある者に対してストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者に対し、当該**情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知**して、**当該提供を行わないよう求め**ることができます。

【新設】令和８年３月10日施行



探偵業者等に情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを知らせることで、**探偵業者がストーカーに利用されることを防ぎます。**

ストーカー被害防止に御協力ください

○　ストーカー規制法第６条第１項に違反した場合、**探偵業法に基づく営業停止等の行政処分の対象**となり得ます。

○　ストーカー規制法第６条第１項に違反して**情報提供をする行為は**、当該情報提供を受けた者がストーカー行為等をした場合には、**ストーカー規制法違反の幇助等**に当たり得ます（実際、これまでに**情報提供行為をした探偵業者が検挙された事例**もあります。）。

○　ストーカー規制法第６条第２項の規定による**通知等を適切に実施するため、警察から探偵業者に対し、依頼者等の情報の開示を求める**場合があります。

○　探偵業者において、依頼者の言動等から、当該**依頼者がストーカー行為等をするおそれがある者である疑いが生じた場合は、警察に相談**してください。

警察庁　都道府県警察